

重要事項説明書 別表 「サービス利用料金表」

令和 6 年 6 月以降

＜訪問介護利用料＞

1 回ご利用時の料金の目安

サービス種別		時間	単位数	※1.特定事業 所加算Ⅱ	※2.処遇改善 加算等	合計単位数	単価（円）	介護報酬額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
身体介護	身体介護 0	20分未満	163	16	44	223	11.05	¥2,464	¥247	¥493	¥740
	身体介護 1	20～30分未満	244	24	66	334	11.05	¥3,690	¥369	¥738	¥1,107
	身体介護 2	30～60分未満	387	39	104	530	11.05	¥5,856	¥586	¥1,172	¥1,757
	身体介護 3	60分以上	567	57	153	777	11.05	¥8,585	¥859	¥1,717	¥2,576
	60分以上～ 30分毎に82単位加算		(579+ m × 82) mは30分毎きざみ				11.05				
生活援助	生活援助 2（20～45分未満）		179	18	48	245	11.05	¥2,707	¥271	¥542	¥813
	生活援助 3（45～70分未満）		220	22	59	301	11.05	¥3,326	¥333	¥666	¥998
身体生活	身体介護に引き続 き生活援助が中心 である時	25分以上	65	7	18	90	11.05	¥994	¥100	¥199	¥299
		50分以上	130	13	35	178	11.05	¥1,966	¥197	¥394	¥590
		75分以上	195	20	53	268	11.05	¥2,961	¥297	¥593	¥889

＜予防専門型サービス利用料＞ *月途中での利用開始、契約書第15条による契約終了の場合は日割り計算となります。

利用料は月額定額であり、利用頻度によって異なります。なお、週 3 回ご利用は要支援 2 以上の方のみです。

介護区分	利用頻度	基本単位数	※2.処遇改善 加算等	合計単位数	単価（円）	介護報酬額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	週 1 回程度	1176	288	1464	11.05	¥16,177	¥1,618	¥3,236	¥4,854
要支援 2	週 2 回程度	2349	576	2925	11.05	¥32,321	¥3,233	¥6,465	¥9,697
	週 3 回程度	3727	913	4640	11.05	¥51,272	¥5,128	¥10,255	¥15,382

＜家事援助限定型訪問サービス利用料＞ *月途中での利用開始、契約書第15条による契約終了の場合は日割り計算となります。

利用料は月額定額であり、利用頻度によって異なります。なお、週 3 回ご利用は要支援 2 以上の方のみです。

介護区分	利用頻度	基本単位数	※2.処遇改善 加算	合計単位数	単価（円）	介護報酬額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
事業対象者	週 1 回程度	941	231	1172	11.05	¥12,950	¥1,295	¥2,590	¥3,885
要支援 1	週 2 回程度	1879	460	2339	11.05	¥25,845	¥2,585	¥5,169	¥7,754
要支援 2	週 3 回程度	2982	731	3713	11.05	¥41,028	¥4,103	¥8,206	¥12,309

※1、特定事業所加算(Ⅱ)・・・訪問介護事業所の訪問介護員の総数のうち介護福祉士を3割以上配置している事、およびサービス提供の質の向上を目指した職員研修や会議の実施、緊急時の対応、職員の健康等に配慮した事業所に算定できる。所定単位数の10%

※2、介護職員処遇改善加算・・・厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして県に届け出た事業所に算定できる。単位数に合計24.5%が加算されます。

※、同一建物減算・・・ヘルパー事業所と同じ、若しくは隣接する建物にお住まいの方は所定単位数の100分の88となります。

その他の加算

初回加算	200単位／月	(訪問介護および予防専門型訪問サービス)	160単位／月	(家事援助限定型訪問サービス)
新規に訪問介護計画を作成した契約者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員等が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合。				
緊急時訪問介護加算	100単位／回	(訪問介護)		
契約者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。				
生活機能向上連携加算	100単位／回	(訪問介護) ※3か月間のみ		
指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリ専門職が同時に訪問し共同による訪問介護計画書を作成する場合。				

※、介護保険適用の場合、基本的に自己負担額は介護負担割合証のとおりです。支給限度額を超える分は10割負担になります。

☆平常の時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

・早朝(午前6時から午前8時まで)及び夜間(午後6時から午後10時まで)は25%、深夜(午後10時から午前6時まで)は50%

☆身体的理由・その他の理由(厚労省の定める)により、2人の訪問介護員が介護サービスを提供する場合は、契約者との合意に基づき、通常の2倍の料金をご負担いただきます。

<利用の中止>(キャンセル料)

○契約者が、サービス実施当日になって利用の中止を申し出た場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の訪問介護計画に定められた介護報酬額の100%相当額

但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

<利用料金のお支払方法>

○利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月10日頃にご請求致しますので、翌月20日までにご指定の郵便局口座からの自動引き落とし、もしくは郵便払い込みによりお支払い下さい。